住民基本台帳の閲覧者を公表します

住民基本台帳法に基づき、この1年間の国東市の住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします。 閲覧は6件でした。

過程は 0 C O / C o				
閲覧申出者	利用目的	閲覧年月日	閲覧にかかる住民の範囲	
大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課課長後藤素子	女性の活躍に 関する意識調査	平成29年5月22日	市内20代~50代の女性 77名	
国土交通省観光庁 観光戦略課調査室 室長 齊藤敬一郎	旅行・ 観光消費動向調査	平成29年5月23日	国東町北江・川原・原 男女85名	
大分県シニア雇用推進協議会 会長 後藤 豊	大分県版シニア世代の 就業に関する意識調査	平成29年9月12日	国東町鶴川・田深 60歳以上の男女57名	
国立大学法人 東京大学 社会科学研究所 所長 大沢 真理	暮らしのなかの困りご とに関する全国調査	平成29年10月19日	安岐町下原 20歳以上の男女24名	
内閣府大臣官房政府広報室 室長 原 宏彰	社会意識に関する 郵送世論調査	平成29年12月14日	安岐町山口 18歳以上の男女13名	
日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷 圭一	全国たばこ喫煙者 率調査	平成30年1月11日	安岐町成久 20歳以上の男女20名	

(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

【問合先】市民健康課 戸籍住民係 ☎0978-72-5166

・手話通訳者を配置しています・

聴覚に障がいのある方たちが市役所での手続きをスムーズに行ってもらうため、本年度 も 4 月から『手話通訳者の配置』をしています。

また、色々な講演会等での手話通訳等のご利用希望があればご相談ください。

配置場所	日程	時間
安岐総合支所 地域市民健康課	毎月の第2・第4火曜日	9時~16時
国東市役所本庁 福祉課	毎月の第2・第4木曜日	9時~16時

※ 該当日が祝日の場合は、原則として翌日となります。

【問合先】福祉課 障がい者支援係 ☎0978-72-5164 FAX 0978-72-5171

図書館長を小葉します

○募集人員

図書館長1名(嘱託職員)

(国見、くにさき、武蔵、安岐図書館長を兼

○応募資格

次のすべてに該当する方

- ①図書館運営に積極的に取り組む意欲・熱意 ○選考方法 のある方
- ②採用後国東市に居住できる方
- ③地方公務員法第16条(欠格条項)に該当 しない方

○勤務条件

①勤務地 国東市くにさき図書館 (アストくにさき3階)

②給料等 月額300.000円 (通勤手当、社会 保険、年次有給休暇等の適用有)

③勤 務 週5日

時間 午前9時15分~午後6時

○応募受付期間

6月29日金必着

- ①第1次選考(書類選考)
- ②第2次選考(個人面接)

詳しくは、市ホームページをご覧になるか、 下記までお問い合わせください。

【問合先】 くにさき図書館 ☎0978-72-3500

税務課からのお知らせ

倒産・解雇により離職された方、失業、疾病等により所得が著しく減少した方へ

国民健康保険税・個人住民税の減免制度

1. 国民健康保険税

● 減免される対象者

次のうちいずれかに該当する方

①倒産により廃業した方

自営業の方で景気の下降に伴う廃業または倒産の場合に限ります。

②解雇等により離職した方

本人の意思に反した会社等の都合により解雇された方及び病気等により離職 した方

※「非自発的失業軽減制度」を受ける方は除きます。

● 減免される保険税額

上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、上記②の場合は前年所得のうち給与所 得を100分の30に減額して保険税を計算します。

● 減免対象期間

廃業、離職した日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

(例) 平成30年5月31日離職の場合→平成30年6月から平成32年3月まで

2. 個人市県民税

失業、疾病等により所得が著しく減少する方で一定の所得条件を満たす場合は平成30 年度個人市県民税が免除されます。

● 失業、疾病等とは

本人の意思に反した会社等の都合による解雇や、倒産及び深刻な経営の悪化による 廃業により失業した場合、または病気等によりやむを得ず離職した場合をいいます。

● 一定の所得条件とは

- ①本人の平成29年中所得が400万円以下の方
- ②本人の平成30年中所得が平成29年中所得より30%以上減少する方
- ③世帯全員の平成30年中の所得合計金額が400万円以下の場合
 - *(1)②(3)の条件を全て満たさなければなりません。
 - *平成30年中所得には雇用保険基本手当等を含みます。

■ 減免割合

平成30年中所得は平成30年分確定申告等により確定しますので、確定後に減免の 可否を決定します。

減免に該当する場合は、申請日以降に到来する納期分の所得割額を所得の減少の程 度に応じて減免します(均等割額は減免の対象になりません)。

※減免の効力は申請時に遡りますので、失業、疾病等により離職し所得が著しく減少 すると思われる方は、早めに申請してください。

3. 申請に必要なもの

- 失業の理由の確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)
- 廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書等)

【問合先】税務課 市民税係 ☎0978-72-5156

